

指定管理者候補者の選定について [小笠山総合運動公園]

静岡県交通基盤部都市局公園緑地課

1 趣旨

(1) 指定管理者制度の概要

平成15年9月に、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理に「指定管理者制度」が創設されました。指定管理者制度とは、従来の地方公共団体の出資法人等による「管理委託制度」と異なり、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせるもので、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

(2) 「小笠山総合運動公園」への指定管理者制度の導入

静岡県では、平成16年3月に「県営都市公園経営基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定し、県営都市公園について、それぞれの公園の設置目的や役割を踏まえ、利用の増進と効率的で効率的な運営を図ることとしました。

小笠山総合運動公園において、基本計画の実施に適した管理運営体制の構築を目指すに当たり、指定管理者制度が有効と考え、平成18年度から同制度を導入しました。

今回、5年間の第4期指定期間が令和7年度末をもって終了することから、改めて指定管理者の募集を行いました。

2 施設の概要

施設の名称	小笠山総合運動公園					
設置目的	ワールドカップサッカーや国体を開催したトップレベルの競技施設を活かして、「本県スポーツの殿堂」とするとともに、健康づくり、文化・レクリエーション及び自然と親しむ場とする。					
供用開始	平成13年5月10日					
所在地	袋井市愛野2300-1 ほか					
面積	269.7ha(県有地267.4 国有地2.3)					
施設概要	施設区分	施設の内容				
	静岡スタジアム	IAAF認証陸上競技場(CLASS2)、第1種公認陸上競技場 トラック：1周400m・9コース、全天候型舗装 フィールド：107m×72m 天然芝 観客席：50,889人(固定席45,653人、可動席5,236人)				
	補助競技場	第3種公認陸上競技場(球技場兼用) トラック：1周400m・6コース、全天候型舗装 フィールド：106m×69m 天然芝				
	静岡アリーナ	フロア面積85m×49m 収容人員：固定席4,862席、可動席1,440席、移動席960席 トレーニングルーム設置				
	補助体育館	フロア面積42m×35m、収容人員：固定席294席				
	投げき練習場	やり、砲丸、ハンマー、円盤投げに対応 第1種公認陸上競技場付帯設備の公認投げき場				
	人工芝グラウンド	人工芝、サッカー(1面)、フットサル等に対応				
	多目的運動広場	天然芝、サッカー(1面)、アーチェリー等に対応				
	広場・園地・園路等	ビオトープ、芝生広場3ヶ所、グラウンド3ヶ所、屋外トイレ8ヶ所、駐車場11ヶ所				
利用者数	年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	来園者数	240,286人	517,598人	908,264人	1,004,030人	1,141,068人
現在の管理運営状況	静岡県サッカー協会グループによる指定管理					
令和7年度指定管理料	628,584千円					

3 指定管理者の募集

募集方法	公募
募集期間	(募集要項配布) 令和7年8月27日～ (申請受付) 令和7年9月18日～22日
事業計画書の提出	「小笠山総合運動公園指定管理者募集要項」に基づき、管理運営内容と県が支払う指定管理料の提案を事業計画書として提出する。
管理運営方針	「県営都市公園経営基本計画」に定める公園ビジョン(設置目的、役割・位置付け)等に基づく管理運営を行う。
指定の基準	<p>知事は、申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に指定管理者管理公園の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</p> <p>(1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、当該公園の効用を最大限に發揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。</p>
募集内容	<p>(1) 小笠山総合運動公園有料公園施設使用基準に基づく優先使用及び一般使用の調整</p> <p>(2) 有料公園施設の利用承認に関する業務</p> <p>(3) 公園の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 利用料金の設定及び収受に関する業務 (利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として収受する。)</p> <p>(5) 本県スポーツの殿堂にふさわしい国際大会、全国大会、県大会等の誘致</p> <p>(6) 指定管理者の持つノウハウを活用したイベント、スポーツ教室などの実施や利用者ニーズに合ったサービスの提供による利用促進</p> <p>(7) 行為の許可に関する業務</p> <p>(8) 都市公園法に基づき県が行う許可に係る許可申請の受付、使用料の代行徴収</p> <p>(9) その他改正後の静岡県都市公園条例別表第3に掲げる業務</p>
指定期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日 (5年間)
県が支払う指定管理料	申請者による提案 (各年度 637,300千円を上限とする。)
利用料金制度	<p>(1) 利用料金は、条例の定める範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(2) 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(3) 利用料金収入の10%を県に納入する。</p>

4 指定管理者選定委員会

審査方法	<p>(1) 有識者、県職員からなる指定管理者選定委員会を設置する。</p> <p>(2) 選定委員会において、第1次審査（書類審査）で3者程度を選定し、第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）で優秀者1者を選定する。</p>																													
指定管理者選定委員会委員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>井口 義也</td> <td>一般社団法人日本公園施設業協会前専務理事</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>黒田 宏治</td> <td>静岡文化芸術大学 名誉教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>牛場 智</td> <td>静岡大学 地域創造学環 教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>中西 健一郎</td> <td>静岡産業大学 スポーツ科学部 教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>清水 裕子</td> <td>大阪公立大学 特別研究員</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>杉原 賢一</td> <td>公認会計士</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>海野 智之</td> <td>静岡県交通基盤部都市局長</td> </tr> </tbody> </table>			区分	氏名	所属	委員長	井口 義也	一般社団法人日本公園施設業協会前専務理事	委員	黒田 宏治	静岡文化芸術大学 名誉教授	委員	牛場 智	静岡大学 地域創造学環 教授	委員	中西 健一郎	静岡産業大学 スポーツ科学部 教授	委員	清水 裕子	大阪公立大学 特別研究員	委員	杉原 賢一	公認会計士	委員	海野 智之	静岡県交通基盤部都市局長			
区分	氏名	所属																												
委員長	井口 義也	一般社団法人日本公園施設業協会前専務理事																												
委員	黒田 宏治	静岡文化芸術大学 名誉教授																												
委員	牛場 智	静岡大学 地域創造学環 教授																												
委員	中西 健一郎	静岡産業大学 スポーツ科学部 教授																												
委員	清水 裕子	大阪公立大学 特別研究員																												
委員	杉原 賢一	公認会計士																												
委員	海野 智之	静岡県交通基盤部都市局長																												
審査項目及び配点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 団体の能力</td> <td>団体の経営状況等 施設の管理に関する基本的考え方</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>(2) 経営に関する計画等</td> <td>収支計画、利用人数の計画、 管理経費の節減等</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>(3) 組織体制に関する計画</td> <td>管理運営体制 職員の配置計画 人材の育成計画 接客、利用指導、苦情処理</td> <td>12点</td> </tr> <tr> <td>(4) サービス向上、利用増進に関する計画</td> <td>イベント、広報計画、自主事業計画 利用者意見の反映等 地域団体等との連携</td> <td>22点</td> </tr> <tr> <td>(5) 施設管理に関する計画</td> <td>施設等維持管理</td> <td>16点</td> </tr> <tr> <td>(6) 危機管理体制</td> <td>地震、火災等緊急時の対応 事故防止の取り組み及び発生時の対応</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>(7) 指定管理料</td> <td>指定管理料</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>100点</td></tr> </tbody> </table>			区分	項目	点数	(1) 団体の能力	団体の経営状況等 施設の管理に関する基本的考え方	10点	(2) 経営に関する計画等	収支計画、利用人数の計画、 管理経費の節減等	10点	(3) 組織体制に関する計画	管理運営体制 職員の配置計画 人材の育成計画 接客、利用指導、苦情処理	12点	(4) サービス向上、利用増進に関する計画	イベント、広報計画、自主事業計画 利用者意見の反映等 地域団体等との連携	22点	(5) 施設管理に関する計画	施設等維持管理	16点	(6) 危機管理体制	地震、火災等緊急時の対応 事故防止の取り組み及び発生時の対応	10点	(7) 指定管理料	指定管理料	20点	合計		100点
区分	項目	点数																												
(1) 団体の能力	団体の経営状況等 施設の管理に関する基本的考え方	10点																												
(2) 経営に関する計画等	収支計画、利用人数の計画、 管理経費の節減等	10点																												
(3) 組織体制に関する計画	管理運営体制 職員の配置計画 人材の育成計画 接客、利用指導、苦情処理	12点																												
(4) サービス向上、利用増進に関する計画	イベント、広報計画、自主事業計画 利用者意見の反映等 地域団体等との連携	22点																												
(5) 施設管理に関する計画	施設等維持管理	16点																												
(6) 危機管理体制	地震、火災等緊急時の対応 事故防止の取り組み及び発生時の対応	10点																												
(7) 指定管理料	指定管理料	20点																												
合計		100点																												

5 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者候補者

指定管理者候補者	静岡県サッカー協会グループ												
団体の概要	<p>以下の3者により構成</p> <p>① 一般財団法人静岡県サッカー協会 サッカーの技術指導、指導者及び審判員の養成、各種大会等の開催 等</p> <p>② 日本管財株式会社 建物管理運営事業、住宅管理運営事業</p> <p>③ 株式会社 JR 東海エージェンシー 新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等の公告代理業</p>												
提案の概要 (主な提案内容)	<p><管理運営業務の基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点戦略として、スタジアム・アリーナコンサート、イベント誘致強化や、これにより拡大する収益を施設の維持管理や、地域等へ還元を行っていく。 ・その他、スポーツやコンサートと連動した旅行商品の開発や、エコパーの希少な自然・環境保全の推進を行っていく。 <p><経営に関する計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボットやA I、ドローンを活用したコスト削減を実施する。 ・施設利用料金については、一部、個人向けの利用料金を除けば、静岡県都市公園条例と同額の料金設定をする。 <p><組織体制に関する計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者向けのプラットフォームの導入により、イベント参加者等への小アンケートの実施等を行う。 ・利用者懇談会・意見交換会の開催により、利用団体やイベント・プロモーターからの意見・要望のヒアリングを行う。 <p><サービス向上、利用増進に関する計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設アーバンスポーツパークの開設や、ドッグランの実証実験等を実施する。 <p><施設管理に関する計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内に残っている和式トイレ全ての洋式化を行う。 ・収入状況により、サイネージ、スマホでのトイレ混雑状況の可視化システムの導入を検討する。 ・ネーミングライツパートナーのプロモーションのアクティベーションに貢献する(例:副駅名の設置など)。 <p><危機管理体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル整備による有事の際の対応体制の明確化を行う等。 												
県が支払う指定管理料の 提 示 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年度</td> <td>637,300 千円</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>631,300 千円</td> </tr> <tr> <td>令和10年度</td> <td>628,300 千円</td> </tr> <tr> <td>令和11年度</td> <td>627,300 千円</td> </tr> <tr> <td>令和12年度</td> <td>627,300 千円</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	金 額	令和8年度	637,300 千円	令和9年度	631,300 千円	令和10年度	628,300 千円	令和11年度	627,300 千円	令和12年度	627,300 千円
年 度	金 額												
令和8年度	637,300 千円												
令和9年度	631,300 千円												
令和10年度	628,300 千円												
令和11年度	627,300 千円												
令和12年度	627,300 千円												

(2)選定経過

申請者 (受付順)	団体名		所在地																																			
	静岡県サッカー協会グループ		静岡市葵区																																			
	静岡オールスポーツ・エンターテインメントグループ		東京都世田谷区																																			
選定経過	指定管理者選定委員会																																					
	月日		内容・選定経過等																																			
	10月6日	第1回委員会	第1次審査（書類審査）を行い、申請者を第1次審査通過者として選定																																			
審査結果	10月17日	第3回委員会	第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を行い、申請者を候補者として選定																																			
	<第1次審査>																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>配点</th> <th>静岡県サッカー協会グループ</th> <th>静岡オールスポーツ・エンターテインメントグループ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)団体の能力</td> <td>10</td> <td>8.7</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>(2)経営に関する計画</td> <td>10</td> <td>8.6</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>(3)組織体制に関する計画</td> <td>12</td> <td>10.0</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>(4)サービス向上、利用増進に関する計画</td> <td>22</td> <td>18.6</td> <td>18.2</td> </tr> <tr> <td>(5)施設管理に関する計画</td> <td>16</td> <td>12.7</td> <td>13.5</td> </tr> <tr> <td>(6)危機管理体制</td> <td>10</td> <td>8.5</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td>(7)指定管理料</td> <td>20</td> <td>17.0</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100</td> <td>84.1</td> <td>85.1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	配点	静岡県サッカー協会グループ	静岡オールスポーツ・エンターテインメントグループ	(1)団体の能力	10	8.7	8.9	(2)経営に関する計画	10	8.6	8.7	(3)組織体制に関する計画	12	10.0	10.4	(4)サービス向上、利用増進に関する計画	22	18.6	18.2	(5)施設管理に関する計画	16	12.7	13.5	(6)危機管理体制	10	8.5	8.4	(7)指定管理料	20	17.0	17.0	合計	100	84.1	85.1	
項目	配点	静岡県サッカー協会グループ	静岡オールスポーツ・エンターテインメントグループ																																			
(1)団体の能力	10	8.7	8.9																																			
(2)経営に関する計画	10	8.6	8.7																																			
(3)組織体制に関する計画	12	10.0	10.4																																			
(4)サービス向上、利用増進に関する計画	22	18.6	18.2																																			
(5)施設管理に関する計画	16	12.7	13.5																																			
(6)危機管理体制	10	8.5	8.4																																			
(7)指定管理料	20	17.0	17.0																																			
合計	100	84.1	85.1																																			
<第2次審査>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>配点</th> <th>静岡県サッカー協会グループ</th> <th>静岡オールスポーツ・エンターテインメントグループ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)団体の能力</td> <td>10</td> <td>8.6</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td>(2)経営に関する計画</td> <td>10</td> <td>8.6</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td>(3)組織体制に関する計画</td> <td>12</td> <td>10.1</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>(4)サービス向上、利用増進に関する計画</td> <td>22</td> <td>18.9</td> <td>17.9</td> </tr> <tr> <td>(5)施設管理に関する計画</td> <td>16</td> <td>13.1</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>(6)危機管理体制</td> <td>10</td> <td>8.6</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>(7)指定管理料</td> <td>20</td> <td>17.0</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100</td> <td>84.9</td> <td>83.4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	配点	静岡県サッカー協会グループ	静岡オールスポーツ・エンターテインメントグループ	(1)団体の能力	10	8.6	8.6	(2)経営に関する計画	10	8.6	8.6	(3)組織体制に関する計画	12	10.1	10.0	(4)サービス向上、利用増進に関する計画	22	18.9	17.9	(5)施設管理に関する計画	16	13.1	13.3	(6)危機管理体制	10	8.6	8.0	(7)指定管理料	20	17.0	17.0	合計	100	84.9	83.4		
項目	配点	静岡県サッカー協会グループ	静岡オールスポーツ・エンターテインメントグループ																																			
(1)団体の能力	10	8.6	8.6																																			
(2)経営に関する計画	10	8.6	8.6																																			
(3)組織体制に関する計画	12	10.1	10.0																																			
(4)サービス向上、利用増進に関する計画	22	18.9	17.9																																			
(5)施設管理に関する計画	16	13.1	13.3																																			
(6)危機管理体制	10	8.6	8.0																																			
(7)指定管理料	20	17.0	17.0																																			
合計	100	84.9	83.4																																			
<総合評価>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>静岡県サッカー協会グループ</th> <th>静岡オールスポーツ・エンターテインメントグループ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次審査評価点(a)</td> <td>84.1</td> <td>85.1</td> </tr> <tr> <td>第2次審査評価点(b)</td> <td>84.9</td> <td>83.4</td> </tr> <tr> <td>総合評価((a)+(b))/2</td> <td>84.5</td> <td>84.3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	静岡県サッカー協会グループ	静岡オールスポーツ・エンターテインメントグループ	第1次審査評価点(a)	84.1	85.1	第2次審査評価点(b)	84.9	83.4	総合評価((a)+(b))/2	84.5	84.3																										
項目	静岡県サッカー協会グループ	静岡オールスポーツ・エンターテインメントグループ																																				
第1次審査評価点(a)	84.1	85.1																																				
第2次審査評価点(b)	84.9	83.4																																				
総合評価((a)+(b))/2	84.5	84.3																																				

	<p>(参考)指定管理料の評価点Q_i $= \text{配点 } 20 \text{ 点} \times (C_{\min} / C_i) \times (P_{\max} / \text{配点 } 80 \text{ 点})$</p> <p>$Q_i$: 申請者 i の指定管理料の評価点 C_{\min} : 全申請者の提案金額のうち最も低い金額 C_i : 申請者 i の提案金額 P_{\max} : 申請者の指定管理料以外の評価点の合計</p>
選定に当たつての考え方	<p>公園経営基本計画の目的である、「利用の増進、利用者満足度の向上、効果的・効率的な運営、安全・安心の確保」に主眼を置き、この公園の設置目的を達成するため、管理運営経費の節減に併せて、団体の能力、経営や組織体制、サービス向上、利用増進、施設管理に関する計画及び危機管理体制が適切なものであるかどうかを選定のポイントとした。</p> <p>そのため、総得点における指定管理料以外の配点を8割としたほか、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、申請者の取組姿勢などを多角的に評価することとした。</p>
講評及び選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次審査、第2次審査の結果、静岡県サッカー協会グループが以下の点で評価を得て、指定管理者候補者に選定された。 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの管理実績から具体的な課題を捉え、堅実な提案ができていたこと。 ・ネーミングライツへの協力による副駅名の設置や、旅行商品開発等、新たな構成員の強みを活かした提案であったこと。 ・大きなイベント開催時の安全対策等に信頼がおけ、提案内容が具体的であり、実現可能性についても、期待が持てたこと。 <p>なお、審査の過程において、委員から次のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広大な森林エリアの利活用による「健康づくり」「自然に親しむ」方面への積極的な取組も期待したい。